公益社団法人川崎西法人会　購買規程

（目　　的）

第 １ 条　この規程は、公益社団法人川崎西法人会（以下「本会」という。）が、物品購入および外部に委託を行う場合に適用する。

（取引先の選定）

第 ２ 条　取引先の選定に当たっては、原則として見積合わせ、随意契約等の方法により決定する。

（見積合わせ）

第 ３ 条　取引額が１件５０万円以上（税抜き）の場合は、原則として２社以上の見積合わせにより取引先を決定する。

２　前項の結果、最低価格の見積書を提出したものが２社以上あるときは、適切なる方法により取引先を選定し、その理由を見積書等に記録として残さなければならない。

（随意契約）

第 ４ 条　次の各号の一つに該当する場合は、前条の規定に関わらず、特定の取引先を選定し、随意契約とすることができる。

（１）取引額が１件５０万円未満のとき

（２）契約の性質または目的が見積合わせを必要としないとき

（３）緊急を要し、見積合わせをする余裕がないとき

（４）時価に比べて著しく有利な価格をもって契約ができる見込みがあるとき

（５）前各号に規定する場合のほか、業務の運営上特に必要がある場合

（契約書）

第 ５ 条　契約を締結するときは、その履行に関し必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、市場価格相場が固定的なもの、契約価格が税抜価格１００万円以下の契約をする場合、および事務局長が認める簡易な契約については、契約書の作成を省略し、請書または見積書をもってこれに代えることができる。

（監督）

第 ６ 条　契約が締結されたときは、契約の適正な履行を確保するため、総務担当副会長は必要な監督をしなければならない。但し、契約の性質または監督を要しないと認められるものについては、この限りではない。

（検査）

第 ７ 条　総務担当副会長は、契約の相手方が履行を完了したときまたは、履行中において必要がある場合、その履行の成果等に関する検査をしなければならない。ただし、契約の性質または内容が検査を要しないと認められるものについては、この限りではない。

２　契約額が１，０００万円以上の契約等、重要な契約に係る検査は会長または、会長の委任を受けた者が行うものとする。
３　前項の検査を行う場合において、会長は検査補助員を任命することができる。

（契約変更）
第８条　委託内容、工期、業務委託料を変更する必要がある時は、速やかに変更手続きを行うものとする。

（改　　廃）
第９条　この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附　　則

１．この規程は、令和７年１２月１２日から施行する。